

令和6年第7回弘前市教育委員会会議録

日時 令和6年6月10日(月)
午後1時～午後1時30分
場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告・議案の審議
報告第6号 臨時代理の報告について(教育財産の取得申出について)
報告第7号 臨時代理の報告について(令和6年度教育費補正予算案に対する意見申出について)
議案第13号 弘前市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案
議案第14号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席者

- 1番 吉田 健 教育長、2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、
4番 齋藤 由紀子 委員

◇欠席者

- 5番 伊東 重豪 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 成田 正彦、学校教育推進監 福田 真実、
教育総務課長 高谷 由美子、学校整備課長 高山 知己、
学校指導課長 工藤 利彦、学務健康課長 相馬 隆範、
教育センター所長 成田 頼昭、生涯学習課長 原 直美、
中央公民館長 中川 元伸、博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 熊谷 義昭、
文化財課長 石岡 博之

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 中村 ゆかり、教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

午後1時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和6年第7回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に2番日景弥生委員と3番村谷要委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が2件、議案が2件となっております。

・報告第6号

○教育長（吉田 健） 報告第6号 臨時代理の報告、教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 報告第6号 臨時代理の報告について、ご説明申し上げます。本報告は、教育財産の取得申出について、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものであります。本報告は、弘前市立石川小・中学校の施設一体型校舎の整備に当たり、必要な物品を購入するため、教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものです。取得する財産といたしましては、学校什器及び備品一式であり、取得金額につきましては、合計で2326万2943円を予定しております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○2番（日景弥生委員） これは必要なものなので、購入しなければならないと思いますので一般論としてお聞きしますが、今後も弘前市内の小学校や中学校の建て替えが予定されているわけですが、そのような場合、基本的にすべて新しくするのででしょうか。それとも、既存のものを使う場合はどのように決めているのか、判断基準があれば教えてください。

○学務健康課長（相馬隆範） 今回のものについては、基本的に新しく準備する予定のものですが、既存のものについても使えるものについては、石川の小・中学校や他の学校で使用する方針です。今後についても、基本的には同じ考え方になる

と思います。以上です。

- 4番（齋藤由紀子委員） 購入予定品のビジネスキッチンとハイペアロンとは何か教えてください。
- 学務健康課長（相馬隆範） ビジネスキッチンは警備員室に設置するキッチン家具です。ハイペアロンは防塵マットです。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 報告第6号を承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第6号は承認されました。

・報告第7号

- 教育長（吉田 健） 報告第7号 臨時代理の報告、令和6年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長（高谷由美子） 報告第7号 臨時代理の報告について、ご説明申し上げます。本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年度教育費補正予算案に対する意見を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理したことから同条第3項の規定により、報告するものであります。

最初に歳出からご説明いたします。まず、10款2項小学校費3目学校建設費は、桔梗野小学校改築にかかる設計等業務委託料として1億7478万4000円を計上するものです。続いて10款4項社会教育費2目文化財保護費は、旧弘前偕行社公有化事業にかかる土地購入費として、4億1431万1000円を計上するものです。次に10款5項保健体育費5目学校給食材料費は、物価高騰に伴う賄材料費の増額分として、8738万4000円を計上するものです。以上合計6億7647万9000円を増額し、教育委員会が所管する教育費の合計を、88億3万5000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。16款2項7目教育費国庫補助金は、旧弘前偕行社公有化事業費補助金として、1億8772万2000円を計上するものです。続いて17款2項8目教育費県補助金は、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金として、2億2942万8000円を計上するものです。次に22款5項4目雑入は、10月からの学校給食費無償化に伴い、保護者負担額がなくなることから、2億1946万1000円を減額するものです。次に、23款1項8目教育債は小学校整備事業債の追加として、1億3100万円を計

上するものです。

最後に繰越明許費です。繰越明許費は地方自治法第213条の規定により、歳出予算で年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越しして使用することができると定められているもので、桔梗野小学校改築事業について事業費を令和7年度に繰り越しして使用することができるよう設定するものであります。

説明は、以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 2番（日景弥生委員） 給食費に関してですが、今回歳出に計上された約8700万円は年間の予算でしょうか、あるいは10月以降は県からの補助金がありますので、それはなしで半年分なのか、そのあたり教えていただけますか。
- 教育部長（成田正彦） 議会の議決後の、7月から3月までの1食当たり60円増額した金額のトータルの額ということになります。
- 2番（日景弥生委員） 歳入として県からの予算が入るとのことですね。その予算は少なくとも10月以降に関するものだと思いますが、10月以降の材料費高騰分は県が負担するのかなと思ったんですが、そういうことではないんですか。
- 学務健康課長（相馬隆範） 高騰分については、基本的には市が負担しますが、県からの交付金の一部を物価高騰分に充当することができます。物価高騰分の補正予算は8727万9000円で、そのうち986万2000円が県からの交付金で充当できますので、市の実質的な負担額は約7700万円となります。
- 2番（日景弥生委員） 10月以降に給食費が無償化されるのであれば、材料費の高騰分は県が負担するべきだと思います。しかし、実際にはそうになっていないということですね。
- 教育部長（成田正彦） 県からの単価の上限額は青森県内全自治体の平均で算出されています。そのため、弘前市では7月以降、小学校で1食当たり320円、中学校で360円となりますが、県から10月以降に支給される1食当たりの金額は小学校が280円、中学校が310円です。この差額分は各自治体が負担することになります。今はまだそのくらいの差で済みますが、例えば来年度に10円の値上げが必要となった場合、弘前市では1万人の児童・生徒がいて年間で200万食くらい作りますので、10円の値上げだけで年間約1800万円くらい増えます。このように毎年値上げが続くと、自治体の負担が増加していく可能性がありますので、教育委員会としては、県に対して各自治体の実情に合わせた単価設定を要望していく必要があります。地産地消の推進、地元の食材をできるだけ使用することなどで費用が上がる傾向もありますから、県には各自治体の実情に合った単価を設定し、市の負担を減らすように要望していきたいと考えています。
- 2番（日景弥生委員） そうすると、純粋な無償化ではないと私は捉えてしまうの

ですが。

- 教育長（吉田 健） 無償化というか、保護者が払うお金は0円になります。問題は、そのお金を誰が負担するかです。これまでは、給食費は保護者にお願いしていましたが、物価がどんどん上がる中で、すべてを保護者に負担させるわけにはいかないため、弘前市では市費で補填してきました。この額だけ県は補償しめすと提示された額が、実際に保護者からいただいている金額よりも少ないのです。例えば、今年は1食当たり60円の増額が必要ですが、ここ数年は10円、20円と値上げが続いています。来年や再来年はどうなるかという状況ですが、今のところ県からの説明はありません。これまでは、保護者に10円上がります、20円上がりますとお願いしてきましたが、今回の措置では、県のやり方に従わなければ給食費の補助が受けられないという条件がつくものとなっています。
- 教育部長（成田正彦） 県による無償化というよりは、県とそれぞれの自治体による無償化です。県だけで無償化するわけではありません。
- 2番（日景弥生委員） そうなると、予算案にも当然影響してきますよね。健全で安定的、あるいはサステナブルな持続可能な経営から少し遠ざかるように感じます。そのあたりは県も承知の上ということですか。
- 教育長（吉田 健） 物価が上がれば給食費も上げなければならないという考え方がこれまでの方針でしたが、今後はどのような状況になっても保護者から一切お金をいただかないと先に決めてしまいました。そのため来年以降、交付金の額を上げてもらわないと、すべて市費で賄うことになります。弘前市だけでなく、八戸や青森などと協力して要望を出しますが、県財政も厳しいため、良い回答はなかなかもらえていません。
- 2番（日景弥生委員） そこは、もしかしたら40市町村で同じ悩みを抱えているかもしれません。何らかの要請を形に残すことが必要ではないでしょうか。要請したということが何かあったほうが良いと思います。
- 教育長（吉田 健） まず一つは、現在審議中の県の重点要望がありますが、弘前市は県に対してこのような重点項目を要望しています、というのに一応挙げられていますが、まだ審議の途中です。そのほか、教育委員会を単体として見ると、給食費が教育費から取られるため、教育委員会が使えるお金が減るという考え方もあります。総額が変わらなければ、これはかなり厳しい状況です。何とか補助をお願いできないかという形で、教育長会議などでも要望を出していますが、県がどう考えてくれるかはまだ分かりません。
- 2番（日景弥生委員） ずっと悩ましいことがこの後も続くということですよ、結果的には。
- 教育長（吉田 健） 一番考えられるのは、20円上がった、教育委員会の支出が何千万円増えたということはその分教育費を節約する必要があるということ

す。例えば、その額を補填するためにシンガポール行きは来年なしにするとか、コンピュータの入れ替えを二、三年待つなどの対策が考えられます。これは仮定の話ですが、非常に難しい問題です。一方で、やはり給食費無償化は保護者にとって歓迎すべきことです。市は人口対策等も勘案して、一応賛成の方向で進めています。このことについては今後、議会答弁もありますので、それも聞いていただき、ぜひその後も皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○2番（日景弥生委員） ありがとうございます。理解しました。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第7号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第7号は承認されました。

・議案第13号

○教育長（吉田 健） 議案第13号 弘前市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（高谷由美子） 議案第13号 弘前市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、ご説明申し上げます。提案理由は、教育委員会事務局内の分掌事務を見直すため、所要の改正をしようとするものです。第6条は、学校指導課の分掌事務について規定しております。第6条第10号の教育自立圏に関することの規定について、事業名の変更等に伴い、小中一貫教育に関すること及びコミュニティ・スクールに関することに改めるものです。なお、この規則は公布の日から施行することとしております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第13号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は可決されました。

・議案第14号

○教育長（吉田 健） 議案第14号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（原 直美） 議案第14号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱

について、ご説明申し上げます。提案理由は、関係機関から選出の一部委員の人事異動等による退任に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により新たに委員を委嘱しようとするものであります。ひろさき教育創生市民会議の委員の定数及び任期につきましては定数は40人以内、任期は2年となっております。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間となりますので委嘱の日から令和7年9月2日までとなります。次に、委嘱する委員であります。議案に記載の4名に対し委嘱を行いたいと考えております。区分につきましては、それぞれ順番に教育関係団体の推薦を受けた者、弘前地区小学校長会会長の鎌田猛氏、関係行政機関の職員として中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室総室長尾形公一氏、弘前警察署生活安全課課長佐藤誠氏、その他教育委員会が必要と認める者として青森県公認心理師、臨床心理士協会から岡田敦史氏であり、各団体の後任者として選出いただいたものであります。女性比率は28名中9名で32パーセントとなっております。異動前が11名でしたので7パーセント下がっております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第14号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は可決されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和6年第7回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時30分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

署名者 日 景 弥 生

署名者 村 谷 要